

回 覧

昭 保 福 (健) 発
令和2年 8月11日

村 民 各 位

昭 和 村 長 堤 盛 吉
(保 健 福 祉 課)



令和2年度 複十字募金運動協力依頼について

複十字募金運動につきましては、毎年特段なるご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、この運動は国民一人ひとりの協力によって、結核や肺ガンなど肺の病気全般をなくすための活動資金を産み出すと共に、結核予防に関する関心を高め、健康で明るい社会づくりを進める運動です。

国内では、年間1万5千人以上の結核患者が新たに登録され、約2千人の方が命を落としています。結核は、結核菌によって発生する感染症です。痰のからむ咳や微熱・身体のだるさが2週間以上続く時には医師に相談ください。結核菌に感染した場合、すぐに発症しないこともあり、早期に発見できれば重症化を防ぎ、大切な家族や友人への感染拡大を防ぐことができます。

つきましては、本年も複十字募金運動が全国一斉に実施されることとなりましたので、皆様にもご協力いただきたく、下記のとおり募金をお願い申し上げます。

記

1 募金依頼額 1世帯あたり 20 円

(公 印 省 略)

昭 保 福 (健) 発

令和 2 年 8 月 1 1 日

区 長 様

昭 和 村 長 堤 盛 吉

令和 2 年度 複十字募金運動協力依頼について

複十字募金運動につきましては、毎年特段なご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、この運動は国民一人ひとりの協力によって、結核や肺ガンなど肺の病気全般をなくするための活動資金を産み出すと共に、結核予防に関する関心を高め、健康で明るい社会づくりを進める運動です。

国内では、年間 1 万 5 千人以上の結核患者が新たに登録され、約 2 千人の方が命を落としています。結核は、結核菌によって発生する感染症です。痰のからむ咳や微熱・身体のだるさが 2 週間以上続く時には医師に相談ください。結核菌に感染した場合、すぐに発症しないこともあり、早期に発見できれば重症化を防ぎ、大切な家族や友人への感染拡大を防ぐことができます。

つきましては、本年も複十字募金運動が全国一斉に実施されることとなりました。金額が 1 0 円単位であり、その集金方法が煩雑で大変であるため、できましたら区一括で下記による募金額をいただきたく、お願い申し上げます。

記

1 目標額 円

《20円 (1世帯あたり) ×世帯数 戸 : 下二桁は四捨五入してあります》

2 期 日 9 月 3 0 日 (水) までに役場 保健福祉課 健康係にお届け下さい。

電話 2 4 - 5 1 1 1 (内線 1 3 2 番)

かいらん

(公 印 省 略)
昭 建 発
令和 2 年 8 月 1 7 日

土 地 所 有 者 様

昭和村長 堤 盛 吉

地籍調査に伴う土地への立ち入りについて (お願い)

平素より、本村行政につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、今年度におきまして下記調査区域を対象に国土調査法に基づく地籍調査を実施することとなりました。この調査は、土地所有者立会のもとに毎筆の土地の筆界を確認し、その測量成果を法務局に送付することにより、皆様の大切な財産の保護に役立てるものです。

つきましては、下記のとおり、裏面に表示された区域とその周辺および、近隣の三角点付近において測量調査のための準備作業を行います。

作業の内容としては、測量基準点の設置、視通を確保するための下草刈り、雑木等の枝打ち及び埋没した杭の確認などの作業を行います。作業にあたっては、農作物、植木、農業施設などには細心の注意を払い、皆様にご迷惑が掛からないように実施いたします。

皆様のご理解とご協力の程をよろしくお願い申し上げます。

記

1 調 査 期 間 令和 2 年 8 月下旬から令和 3 年 3 月中旬

2 調 査 区 域

昭和村大字貝野瀬 「貝野瀬Ⅰ」

神原・下野々井、野々井の一部・柏坂
ノ下の一部・小坂上の一部・番場・直
坂ノ下の一部、稻荷上

昭和村大字貝野瀬 「貝野瀬Ⅱ」

柏坂ノ下の一部・小坂上の一部・直坂
ノ下の一部・柏坂ノ上・曲坂ノ上・横坂
ノ上、芝坂ノ下

(裏面調査実施計画図参照)

3 問い合わせ先

昭和村役場建設課 担当 茂木

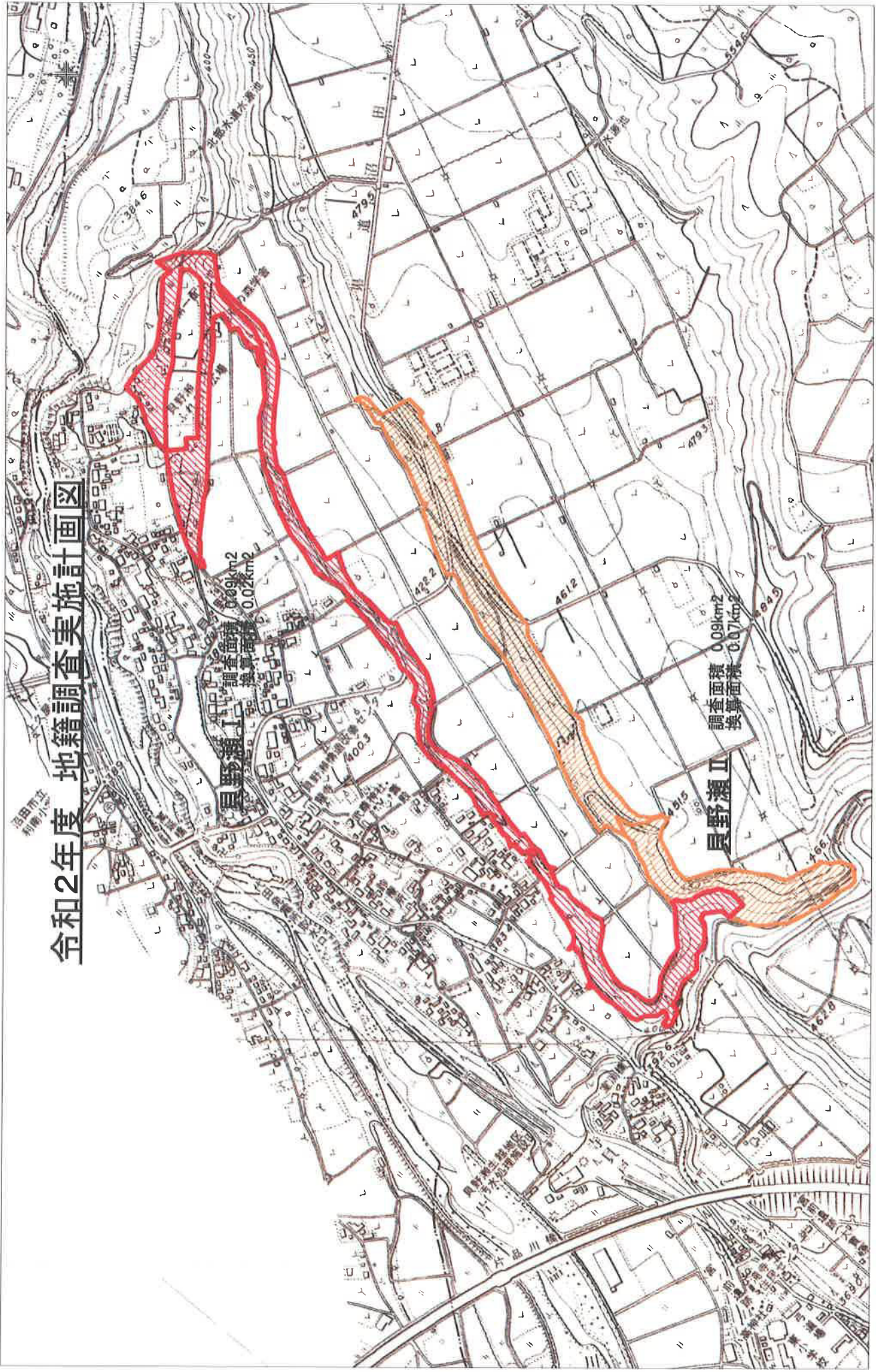
電話 0 2 7 8 - 2 4 - 5 1 1 1 (内線 1 6 3)

測量会社 株式会社地測設計 担当 石 田

前橋市大友町 2 - 2 8 - 3

電話 0 2 7 - 2 5 3 - 3 4 2 1

令和2年度 地籍調査実施計画図



回 覧

令和 2 年 8 月 5 日

村道東中野線舗装工事 車両通行止めのお知らせ

平素より中野区内道路工事におきまして、ご理解ご協力を頂誠にありがとうございます。
ございます。

村道東中野線舗装工事において道路舗装工事を実施いたします。期間中は下記
位置図の箇所を**車両通行止め**にして工事をさせていただきます。

日頃、本路線をご利用されている皆様は、注意して迂回していただきますように
お願いいたします。

記

工事期間 令和 2 年 8 月 1 7 日から令和 2 年 8 月 3 1 日まで
* 舗装工事終了次第、通行止めは解除いたします。

工事区間 位置図参照

問 合 わ せ 昭 和 村 役 場 建 設 課 電 話 : 0 2 7 8 - 2 4 - 5 1 1 1

施 工 業 者 (株)高橋舗道 電 話 : 0 2 7 8 - 2 4 - 2 8 7 4

【位置図】



公 印 刷 込
昭 保 福 発
令 和 2 年 8 月 1 7 日

各 区 長 様

日本赤十字社昭和村分区
分区長 堤 盛



令和2年度日赤会費の募集について（依頼）

日赤活動につきましては、日頃より特段のご理解・ご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、標記の件についてですが、令和2年度も別紙目標額により下記のとおりご依頼いたします。

時節柄、ご多忙のことと存じますが、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、目標額の算定世帯数は、班加入世帯を計上しておりますが、行政区で把握している世帯数を優先してください。

また、目標額はあくまで目安ですので、達していなくとも全く問題ありません。

記

- 1 昭和村分区目標額 1, 0 6 1, 5 0 0 円
- 2 行政区別目標額 別紙のとおり（目標額はあくまで目安です。）
- 3 一世帯あたり金額 5 0 0 円（目安です。金額は問いません。）
- 4 提出期限 令和2年9月30日（水）
- 5 提出先 昭和村役場 保健福祉課

（ 問い合わせ
保健福祉課 福祉係 鈴木
TEL 2 4 - 5 1 1 1 ）

「赤十字活動資金」募集趣意書

赤十字事業の推進につきましては、平素から格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本赤十字社は「人のいのちと健康、尊厳を守る」ことを基本理念として、国際赤十字の一員として、世界192カ国の赤十字・赤新月社と連携し、国境・宗教・人種を越えて、紛争犠牲者や自然災害の被災者に対する救援活動をはじめ、救急法等の講習、ボランティア活動の推進、青少年赤十字の育成など様々な人道的活動を展開しております。

こうした赤十字の諸活動は、独立性と中立性が強く求められることから、これらの活動を実施するための資金は公的資金によらず、個人及び法人の皆様からお寄せいただく赤十字活動資金によって賄われております。

つきましては、経済状況が大変厳しい折誠に恐縮でございますが、赤十字事業の意義をご理解いただき、その役割を円滑に推進していくため、赤十字活動資金へのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

日本赤十字社群馬県支部

支部長 山本 一太



【表彰制度のご案内】

日本赤十字社表彰制度(抜粋)

区 分		表彰基準額	適 用	表彰等方法	
				個 人	法 人
特別社員		20,000円以上	会費として毎年2,000円以上納入され、累計額が20,000円以上に達した場合、または一時に20,000円以上納入された場合	特別社員の称号通知 特別社員章(バッジ)	特別社員の称号通知
有 功 章	銀 色	200,000円以上	累計で、200,000円以上のご協力をいただいた場合	銀色有功章(楕型) 略章バッジ(銀) 門標(陶製)	銀色有功章(楕型) 略章バッジ(銀)
	金 色	500,000円以上	累計で、500,000円以上のご協力をいただいた場合	金色有功章章記 金色有功章(勲章式) 略章バッジ(金) 門標(陶製)	金色有功章(楕型) 略章バッジ(金)
感 謝 状		金色有功章受賞後500,000円以上納入の都度		感 謝 状	

- (注) 1 赤十字活動資金のご協力に対して国の表彰(厚生労働大臣感謝状、紺綬褒章)の内申も行います。
2 有功章の門標は、銀色又は金色のいずれか1回限りです。

【税制上の優遇措置のご案内】

日本赤十字社に対してなされる寄付金等に適用される税制上の優遇措置(要旨)

納入者区分	措置の名称等	関係根拠条文	適用期間	措 置 の 内 容 等
個 人	①特定寄付金 (所得税の控除)	所得税法第78条 第2項第3号	通 年	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで)から2千円を差引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
	※ ②住民税にかかる 寄付金 (個人住民税の控除)	地方税法施行令 第7条の17第3号	通 年	総務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%まで)から2千円を差引いた額の10%が、寄付者の住民税額から控除されます。
	③相続税の 非課税	租税特別措置法 第70条	通 年	相続により取得した財産を相続税の申告期限までに寄付した場合、寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。
法 人	※ ④指定寄付金 (法人税の控除)	法人税法第37条 第3項第2号に基づく財務省告示	毎年4月～9月	財務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額が、法人の寄付限度額にかかわらず損金の額に算入されます。(群馬県支部では10万円以上の寄付に対して適用)
	⑤特定公益増進 法人に対する 寄付金 (法人税の控除)	法人税法第37条 第4項	通 年	法人の通常有する寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金に算入されます。

- ※(注) ②、④については募集額、用途等に制限がありますので、募集期間内であっても適用にならない場合があります。
また税制は変更になる場合がありますので、ご確認をお願いします。

お問い合わせは



日本赤十字社 群馬県支部

Japanese Red Cross Society

組織振興課

〒371-0833 前橋市光が丘町32-10

TEL027-254-3636 FAX027-254-3637

ホームページ <http://gunmajrc.dsbsv.net>

日赤群馬県支部

検索

令和2年度日赤会費募集 行政区別目標額一覧表

行政区名		対象世帯数 (班加入世帯)	目標額	備考
永井	永井下	44	22,000	
	永井上	59	29,500	
入原	入原上	65	32,500	
	入原下	54	27,000	
川額	藤井	68	34,000	
	宮貝戸	39	19,500	
	根岸	66	33,000	
	伏田	19	9,500	
鎌沢		101	50,500	
上組		37	18,500	
中組		107	53,500	
下宿		84	42,000	
入沢		34	17,000	
三ツ谷		59	29,500	
北部		46	23,000	
南部		46	23,000	
吹張		96	48,000	
宿		66	33,000	
中宿		28	14,000	
中内出		28	14,000	
常木		62	31,000	
滝寺		35	17,500	
南内出		34	17,000	
上内出		54	27,000	
田岸		53	26,500	
大堀		42	21,000	
滝久保		55	27,500	
池原		53	26,500	
生越		66	33,000	
中野	中野下	46	23,000	
	中野上	41	20,500	
長者久保		24	12,000	
大河原		80	40,000	
迫分		97	48,500	
赤谷		50	25,000	
赤城原第1		53	26,500	
赤城原第2		63	31,500	
松ノ木平第1		22	11,000	
松ノ木平第2		47	23,500	
合計		2,123	1,061,500	

※目標額はあくまで目安です。実際の金額が下回っても全く問題ありません。
 (目標額は班加入世帯数(1世帯500円)を目安として計上していますが、行政区(班)で把握している世帯数でご協力をお願いいたします。)